

令和5年度 霧島市健康・生きがいづくり推進協議会

日時：令和5年11月16日（木）16時～
場所：国分保健センター

会 次 第

1. 開会
2. 開会のあいさつ
3. 委員の委嘱
4. 役員選出 会長 1名
 副会長 1名
5. 協議
 - (1) 健康きりしま21（第4次）概要について
 - (2) 健康きりしま21（第4次）各分野の取組について
 - (3) その他
6. 閉会



霧島市健康・生きがいつくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 市民の健康づくりを総合的に推進するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、霧島市健康・生きがいつくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 健康・生きがいつくりの推進に関する事項
- (2) 総合的な健康増進計画等の策定及び推進に関する事項
- (3) 健康増進計画等の評価及び見直しに関する事項
- (4) 地域医療の推進に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自殺対策検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 自殺予防対策の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (2) 食育推進検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 食育の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (3) 母子保健検討委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 母子保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項
- (4) 歯科保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 歯科保健の推進に関する事項
 - ウ 歯科健診等の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (5) 予防接種専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 予防接種の推進に関する事項
 - ウ 予防接種の実施に関する事項
 - エ その他市長が必要と認める事項
- (6) 成人保健専門委員会
 - ア 健康増進計画の推進に関する事項
 - イ 成人保健の推進に関する事項
 - ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱(平成18年霧島市告示第107号)
- (2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱(平成18年霧島市告示第219号)

附 則(平成21年7月27日告示第196号)

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

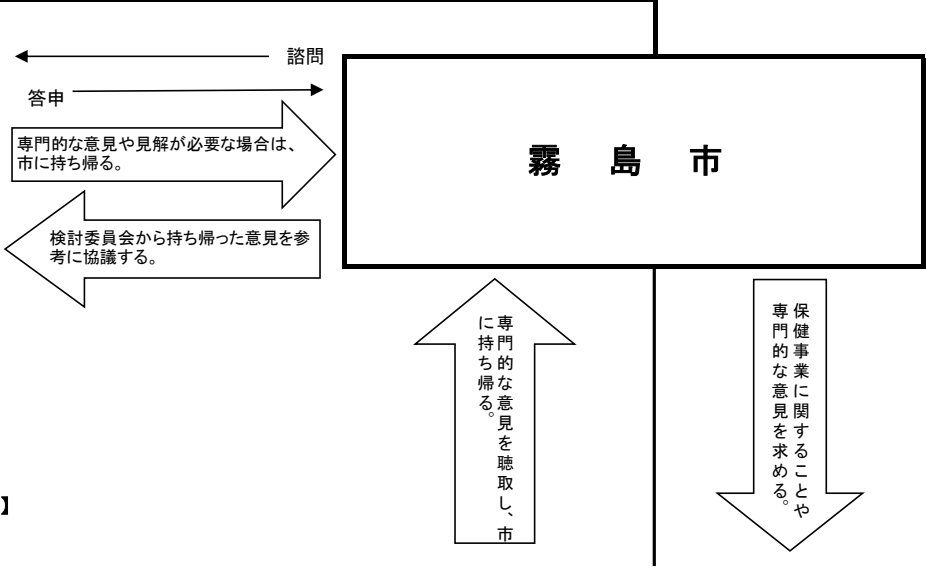
附 則(令和4年2月17日告示第33号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

《 令和5年度 霧島市健康・生きがいづくり推進の組織体制 》

【霧島市健康・生きがいづくり推進協議会】

霧島市健康・生きがいづくり推進協議会	
1	始良地区医師会 代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表
3	始良地区薬剤師会 代表
4	霧島市立医師会医療センター 代表
5	始良保健所長
6	霧島市社会福祉協議会 代表
7	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表
8	霧島市校長協会 代表
9	霧島市自治公民館連絡協議会 代表
10	霧島市企業(京セラ株式会社) 代表
11	霧島市商工会議所 代表
12	霧島市健康運動普及推進員会 代表
13	教育関係団体(第一工科大学) 代表
14	霧島市農業委員会 会長



【霧島市健康・生きがいづくり推進における各種専門検討委員会】

自殺対策検討委員会		食育推進検討委員会		母子保健検討委員会		歯科保健専門委員会		予防接種専門委員会		成人保健専門委員会	
1	始良地区医師会 代表	1	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1	始良地区医師会 産婦人科医 代表	1	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	1	始良地区医師会 代表	1	始良地区医師会 代表
2	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2	NPO法人霧島食育研究会 理事長	2	始良地区医師会 小児科医 代表	2	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	2	始良地区医師会 小児科医	2	始良地区医師会 代表
3	始良地区薬剤師会 代表	3	霧島市食生活改善推進員連絡協議会 会長	3	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	3	始良地区医師会 小児科医	3	始良地区医師会 代表
4	霧島警察署生活安全課 代表	4	霧島市保育協議会 代表	4	始良地区薬剤師会 代表	4	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	4	始良地区医師会 小児科医	4	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表
5	霧島市中心の健康相談従事者(臨床心理士)	5	学識経験者(鹿児島県食育アドバイザー)	5	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表	5	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	5	始良地区医師会 小児科医	5	始良地区薬剤師会 代表
6	霧島市企業(株式会社九州タプチ) 代表	6	企業栄養士(株式会社グリーンハウス)	6	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	6	始良地区歯科医師会霧島市支部 代表	6	始良地区医師会 小児科医	6	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表
7	霧島市地域包括支援センター 代表	7	農業関係団体(霧島NEO-FARMERS) 代表	7	霧島市母子保健推進委員会 会長	7	霧島市内産婦人科 代表	7	始良地区医師会 小児科医	7	鹿児島県栄養士会 代表
8	霧島市民生委員児童委員協議会連合会 代表	8	あいら 農業協同組合 代表	8	霧島市養護教諭部会 代表	8	始良地区医師会 小児科医 代表	8	始良保健所長	8	鹿児島県歯科衛生士会 代表
9	霧島市商工観光部商工振興課消費生活センター相談員	9	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表	9	霧島市保育協議会 代表	9	始良地区薬剤師会 代表	9	始良地区薬剤師会 代表		
10	保健福祉部生活福祉課 代表	10	鹿児島県栄養士会 代表				霧島市保育協議会 代表				
11	教育委員会学校教育課 代表	11	霧島市学校栄養教諭 代表				霧島市養護教諭部会 代表				
12	霧島市消防局警防課 代表	12	霧島市学校保健会 代表			12	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部健康企画課 代表				
13	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課 代表	13	霧島市PTA連絡協議会 代表			13	8020運動推進員(霧島市食生活改善推進員連絡協議会) 代表				
						14	霧島市地域包括支援センター 代表				

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3-2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想される時。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

(1) 栄養・食生活改善と食育推進（食育推進計画）

個別目標 1 健康なこころと身体をつくる食生活の実践を支援する（食）

	健康きりしま 21（第3次）計画	健康きりしま 21（第4次）計画
①	主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民の割合	主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民の割合
②	朝食を毎日食べる小学生の割合（小学6年生）	朝食を毎日食べる小中学生の割合（小学6年生・中学3年生）
③	成人の肥満者の割合（20～60歳代男性）	成人の肥満者の割合（40～69歳 男性・女性）
④	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合（65歳以上）	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合（65歳以上）
【変更理由】 ②平成29年度から令和3年度の調査結果の平均値で、小学生よりも中学生の方が朝食の欠食率が高いため、中学3年生を追加し、朝食を毎日食べる小中学生に変更 ③特定健診結果より男女共に肥満者の割合が増加しているため、40～69歳の男女へ変更		

個別目標 2 地産地消を推進する（農）

	健康きりしま 21（第3次）計画	健康きりしま 21（第4次）計画
①	学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合	学校給食における地場産物（県内産）を使用する割合
②	農林水産業に活気があると思う市民の割合	物産館の利用者数
【変更理由】 ②毎年度評価ができる項目である「物産館の利用者数」に変更		

個別目標 3 食の楽しさ・大切さを理解し受け継いでいく市民を増やす（育）

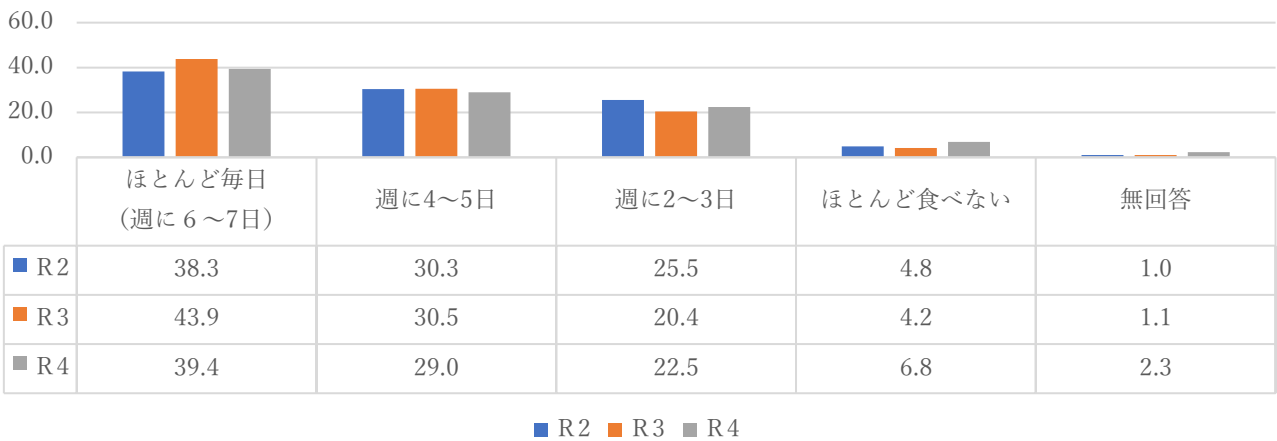
	健康きりしま 21（第3次）計画	健康きりしま 21（第4次）計画
①	朝食を誰かと食べる児童の割合（小学5年生）	朝食を誰かと食べる児童生徒の割合（小学5年生・中学2年生）
②	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合（20～39歳）	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法を継承している若い世代の割合（7～8か月児教室対象児の保護者）
【変更理由】 ①学年が上がるほど共食の割合が減少するため、中学2年生を追加し、朝食を誰かと食べる児童生徒の割合に変更 ②毎年度評価ができるよう、「7～8か月児教室対象児の保護者」へ変更		

【具体的な取組】

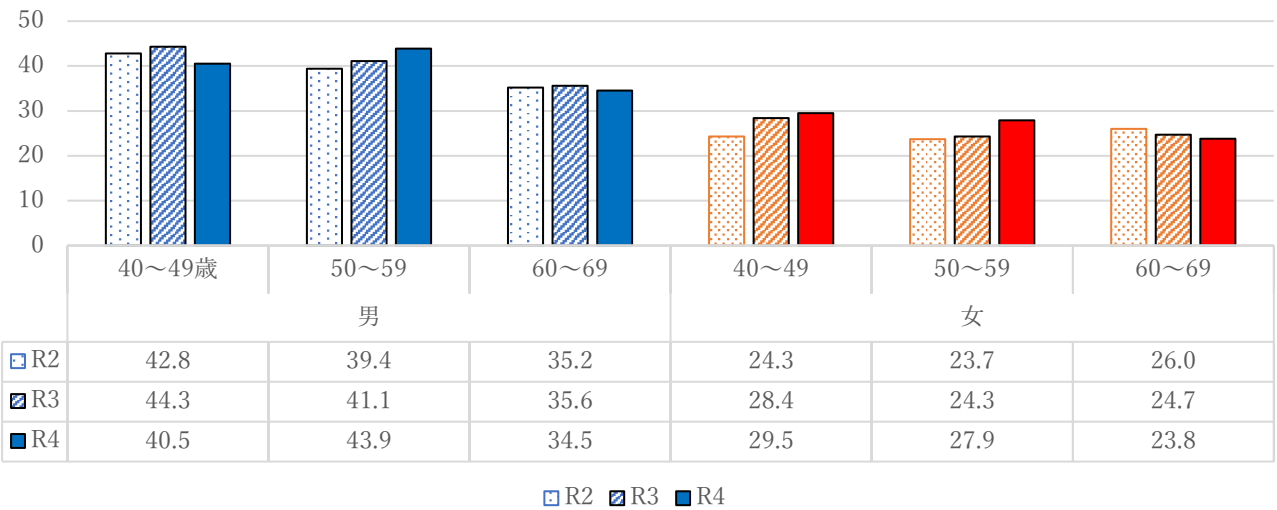
・成人の肥満対策に加え、小児期を対象にした肥満予防対策にも取り組む

主食・主菜・副菜をそろえた食事、朝食を食べることの大切さを子育て中の若い世代（20～30歳代）へ伝える。保育園等に出向き、年長児への栄養講話を実施する予定である。

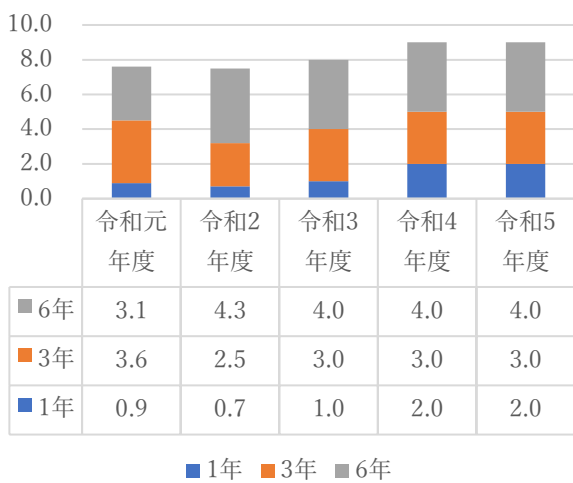
主食・主菜・副菜をそろえた食事を1日2回以上食べる市民
(子育て世代)の割合



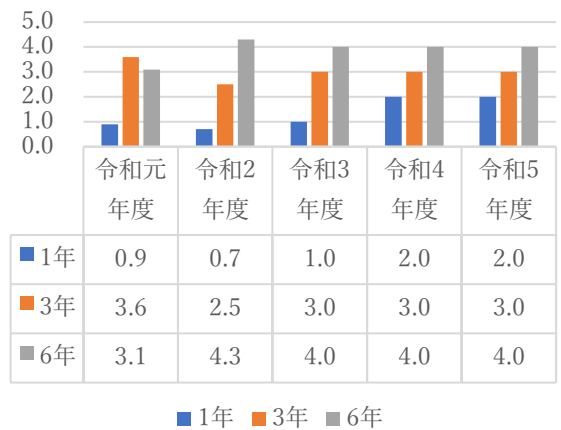
特定健診受診者のBMI25kg/m²以上の割合(40~69歳男女別)



肥満度35%以上の児童の割合



肥満度35%以上の児童の割合
(学年別)



(2) 身体活動・運動

個別目標 1 運動習慣者を増やす

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	運動習慣者の割合 (20～64 歳、65 歳以上)	運動習慣者の割合 (20～64 歳、65 歳以上)
②	意識的に運動を心掛けている市民の割合	
【変更理由】 ②国の基準がはっきりしている「運動習慣者(1日30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続している者)」に絞った。		

個別目標 2 フレイルを予防する

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	足腰に痛みがない高齢者の割合 (65 歳以上)	足腰に痛みがない高齢者の割合 (65 歳以上)
②	何らかの地域活動に参加している 60 歳以上の市民の割合	何らかの地域活動に参加している 60 歳以上の市民の割合
変更なし		

【健康体操の普及、生活の中に無理なく取り入れられる運動の普及】

- 健康運動普及推進員による健康体操の普及

地域の様々な場で健康運動の実践を行い、市民が日常生活の中に運動を取り入れ、健康管理に活かせるよう支援する。46名の推進員が活動しており、今年度養成講座を実施し、増員を図る。

令和4年度活動実績

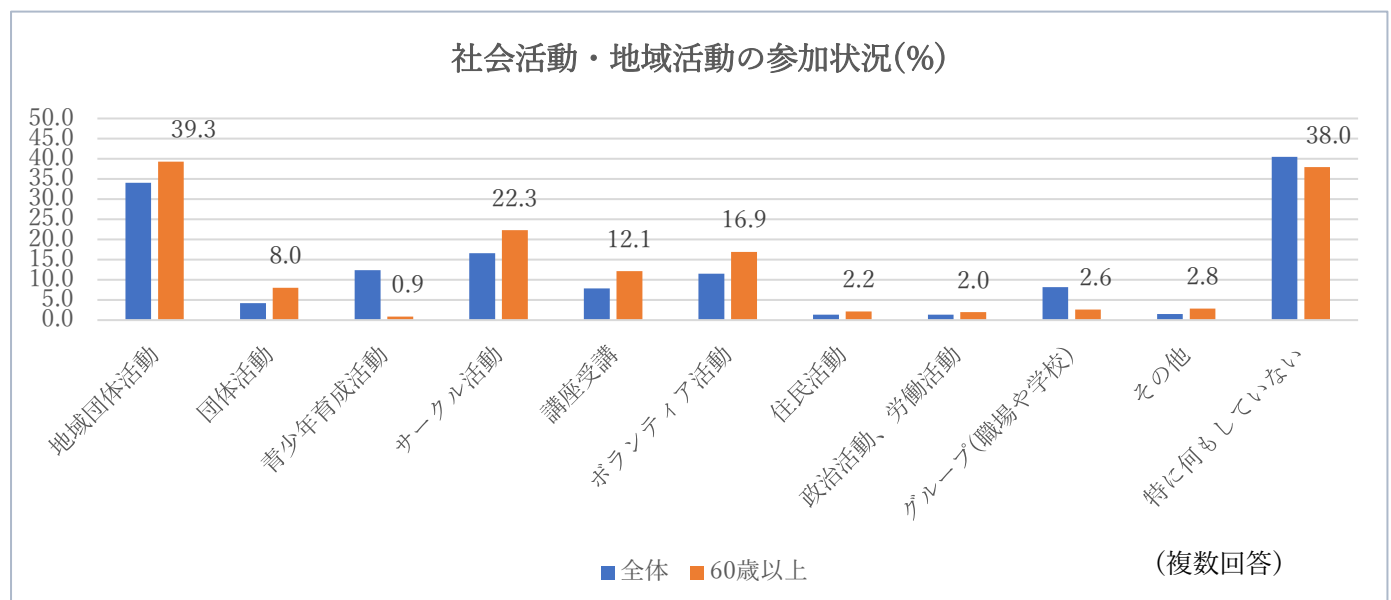
健康運動) 地域のひろば推進事業、健康サロン等 60地区 428回 参加者数 6,191人

貯筋運動教室) 24回 参加者数 309人 ※令和5年度は7月から2月まで、8か月間に期間を延長して実施中。

- がん検診の待ち時間を利用した、健康運動指導士による簡単なストレッチ等の実践

【フレイル予防】

- 運動体操サロン) 健康運動指導士、理学療法士の指導のもと、各地区で2週間に1回の教室を実施



(3) 飲酒・喫煙

個別目標 1 適量飲酒を心がける市民を増やす

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	お酒の適量を知っている市民の割合 (男性・女性)	お酒の適量を知っている市民の割合 (男性・女性)
②	多量飲酒者の割合 (男性・女性)	多量飲酒者の割合 (男性・女性)
③	妊娠中の飲酒者の割合	妊娠中の飲酒者の割合
変更なし		

個別目標 2 たばこの害から身を守る

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	成人の喫煙者の割合 (男性・女性)	成人の喫煙者の割合 (男性・女性)
②	妊娠中の飲酒者の割合	妊娠中の飲酒者の割合
③		受動喫煙の機会がある市民の割合 (家庭) (10~18歳、成人)
【変更理由】 前計画 (第3次計画) の個別目標「喫煙率の減少」と「受動喫煙防止」の統合による変更		

個別目標 3 たばこ害から身を守るために受動喫煙を防止する

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	受動喫煙の機会がある市民の割合 (家庭、飲食店、行政機関)	
②	全面禁煙に取り組む飲食店等の店舗数	
【変更理由】 受動喫煙防止対策は健康増進法の改正により飲食店や行政機関等での対策が講じられたため、家庭における指標のみ残すこととし、個別目標 2 に統合した		

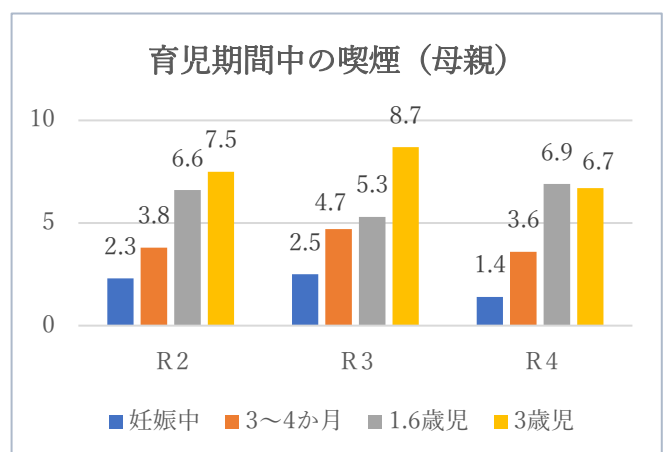
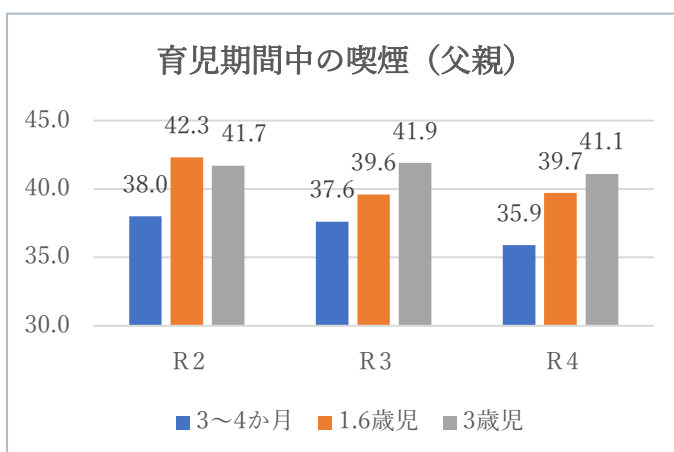
【適正飲酒量、喫煙リスク等の周知】

成人) 特定保健指導時に年代や性別に応じた保健指導を実施する。

世界禁煙デーに併せた広報、ホームページでの情報発信 (禁煙外来、受動喫煙防止等)

妊婦) 母子健康手帳交付時に、妊婦のみでなく、夫も含めた保健指導を行い、妊娠・出産へのリスクの周知を図る。

子育て世代) 乳幼児健診時に家庭での喫煙状況を聞き取り、喫煙リスクの周知を図る。



(4) 休養・こころの健康

個別目標 1 こころの病気に早期対応できる環境を整備する

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	自殺死亡率 (人口 10 万人当たり)	自殺死亡率 (人口 10 万対)
②		ゲートキーパー数
【変更理由】 ②前計画 (第3次計画) の個別目標 2 こころの問題を抱える市民へのアプローチの充実を図るを個別目標 1 に統合した		

個別目標 2 セルフケアの推進を図る

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	睡眠による休養を十分にとれている市民の割合	睡眠による休養を十分にとれている市民の割合
変更なし		

【自殺対策に関する主な取組内容】

・心の健康相談

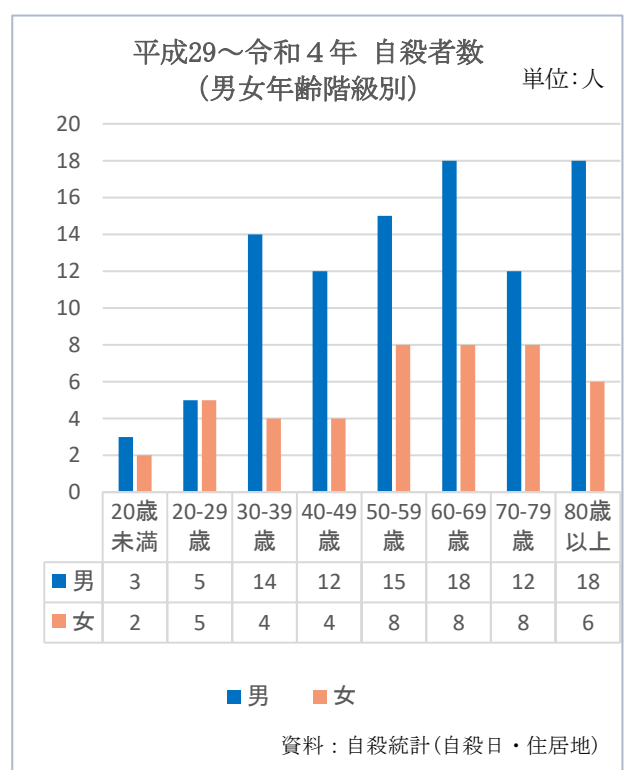
ストレスや不眠、うつ状態など、心の悩みを抱える方やその家族に対して行う相談。月2回、臨床心理士による個別相談 (事前予約制) であり、広報誌やホームページに掲載日を掲載し周知している。必要に応じて専門医療機関の受診やすこやか保健センター地区担当保健師による継続支援につなぐ。

・随時相談窓口

すこやか保健センターを関係機関の連携拠点とし、医療機関等と情報共有しながら早期支援ができる体制づくりを構築する。

・自殺予防に関する啓発

市民一人一人が、自身の心の健康を維持するためのセルフケアや自殺予防週間、自殺対策強化月間の普及啓発、相談窓口等について情報発信する。



(5) 歯・口腔の健康

個別目標 1 むし歯を予防する

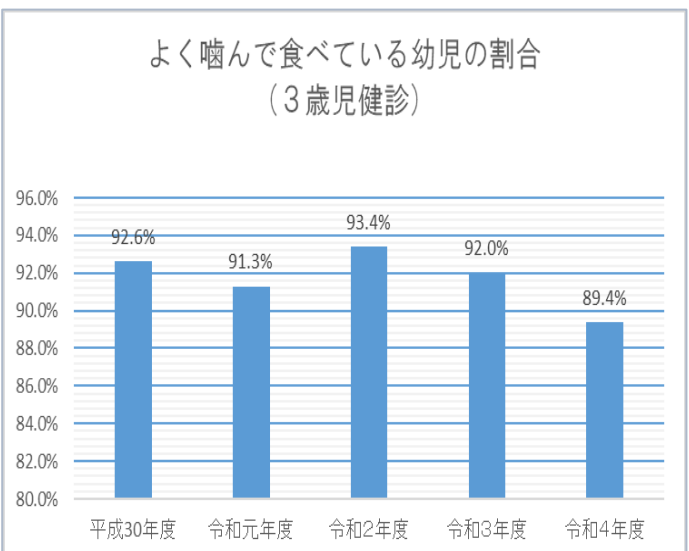
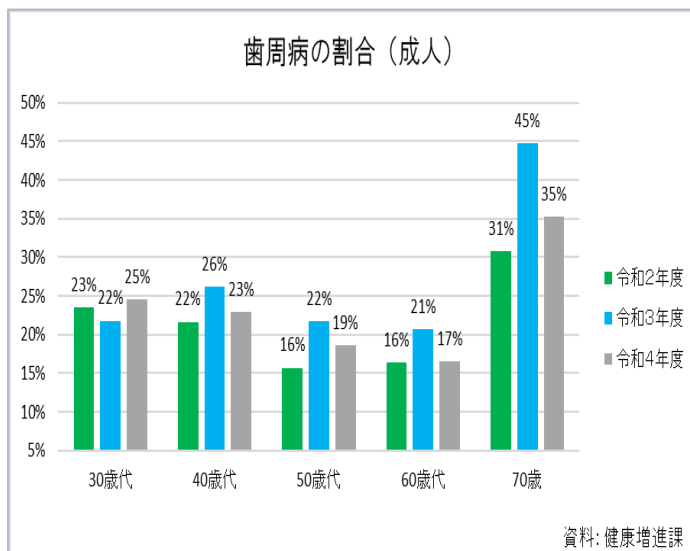
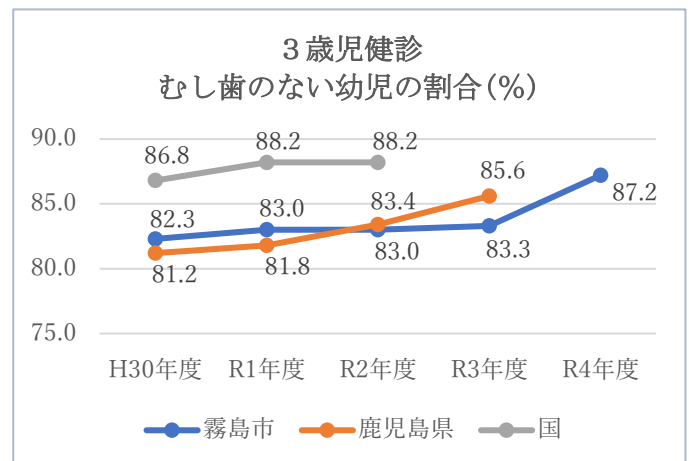
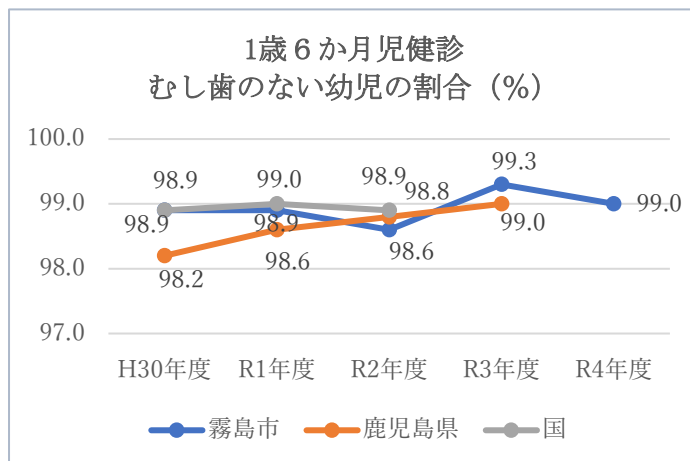
	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	むし歯のない市民の割合 (3歳児、中学1年生)	むし歯のない市民の割合 (3歳児、中学1年生)
変更なし		

個別目標 2 歯周病等を予防する

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	歯肉に炎症所見のない生徒の割合 (中学1年生)	歯肉に炎症所見のない生徒の割合 (中学1年生)
②	歯周病等の症状がない市民の割合 (30歳以上、妊婦)	歯周病等の症状がない市民の割合 (30歳以上、妊婦)
変更なし		

個別目標 3 口腔の健康の保持・増進に努める

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	咀嚼良好者の割合 (60歳代)	咀嚼良好者の割合 (60歳代)
②	よく噛んで食べている幼児の割合 (3歳児)	よく噛んで食べている幼児の割合 (3歳児)
変更なし		



ライフステージに応じて実施している主な取組の状況

対 象					取 組	概 要	実 績		
妊 娠 期	乳 幼 児 期	学 齢 期	成 人 期	高 齢 期			令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
○					マタニティ歯ッピー検診	市内委託医療機関にて歯周病検診 産婦人科にて未受診者への受診勧奨	対象者：1,033人 受診者：415人 受診率：40.2%	対象者：1,070人 受診者：467人 受診率：43.6%	対象者：906人 受診者：398人 受診率：43.9%
○					離乳食教室（もぐもぐ教室）	歯科衛生士及び栄養士による集団・個別指導	受診者：200人	受診者：226人	受診者：231人
○					7～8か月児教室		受診者：598人	受診者：485人	受診者：560人
○					1歳6か月児健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,142人 受診者：1,115人 受診率：97.6%	対象者：1,019人 受診者：998人 受診率：97.9%	対象者：1,010人 受診者：982人 受診率：97.2%
○					2歳児歯科健診	委託医療機関にて歯科健診・歯科保健指導 フッ化物歯面塗布	対象者：1,260人 受診者：925人 受診率：73.4%	対象者：1,097人 受診者：799人 受診率：72.8%	対象者：1,019人 受診者：806人 受診率：79.1%
○					3歳児健診	歯科健診・歯科保健指導・フッ化物歯面塗布	対象者：1,245人 受診者：1,202人 受診率：96.5%	対象者：1,151人 受診者：1,099人 受診率：95.5%	対象者：1,098人 受診者：1,058人 受診率：96.4%
○					フッ化物洗口	保育園・幼稚園・認定こども園におけるフッ化物洗口の実施	54園のうち36園 (66.6%)	52園のうち35園 (67.3%)	52園のうち35園 (67.3%)
	○					小学校におけるフッ化物洗口の実施	35校のうち32校 (91.4%)	35校のうち31校 (88.6%)	35校のうち33校 (94.2%)
			○	○	歯周疾患健康教育	セット検診（40歳以上対象）にて、歯科衛生士による歯周疾患健康 教育	参加者：1,973人	参加者：2,935人	参加者：2,288人
			○	○	歯周病検診	市内委託医療機関にて、30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市 民に対する歯周病検診の実施	対象者：13,889人 受診者：1,983人 受診率：14.3%	対象者：13,828人 受診者：1,984人 受診率：14.3%	対象者：14,239人 受診者：2,160人 受診率：15.2%

※令和5年度も引き続き上記取組を実施。

(6) 疾患の予防と健康管理

個別目標 1 特定健診・がん検診の必要性を理解し、受診する市民を増やす

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	特定健診受診率 (国民健康保険)	特定健診受診率 (国民健康保険)
②	胃がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性	胃がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性
③	肺がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性	肺がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性
④	大腸がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性	大腸がん検診受診率 (40歳～69歳) 男性・女性
⑤	子宮頸がん受診率 (20～69歳) 女性	子宮頸がん受診率 (20～69歳) 女性
⑥	乳がん検診受診率 (40～69歳) 女性	乳がん検診受診率 (40～69歳) 女性
変更なし		

個別目標 2 生活習慣の改善による予防対策を図る

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	特定保健指導実施率	特定保健指導実施率
変更なし		

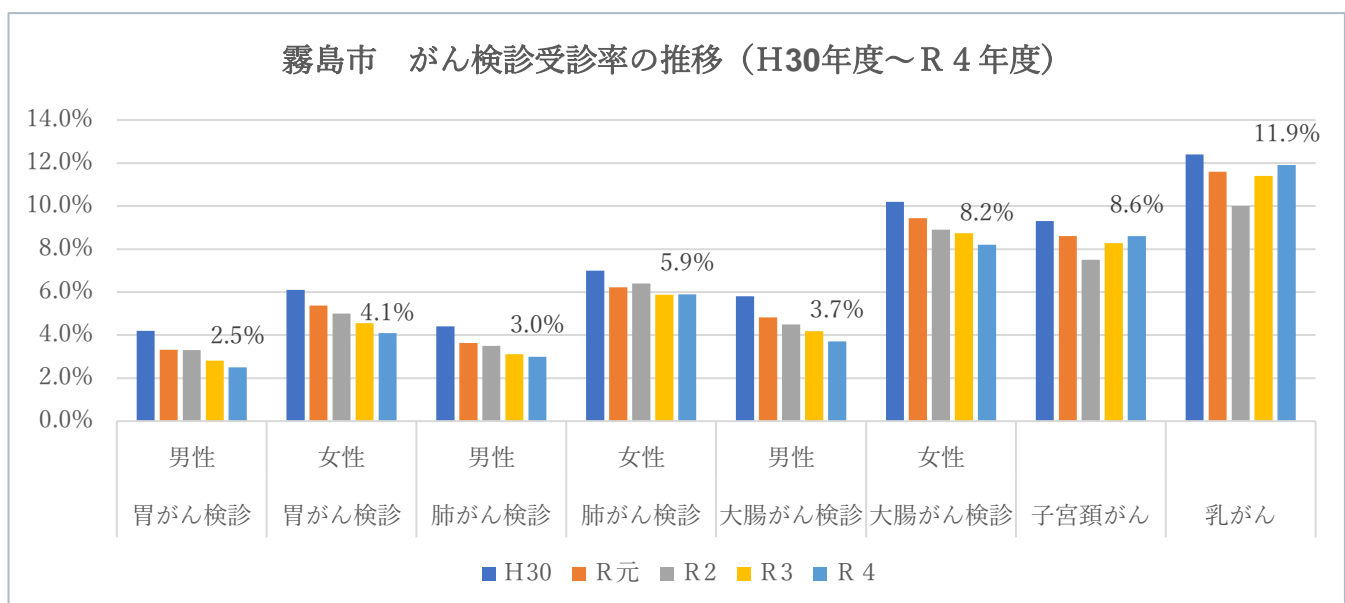
【各種検診受診率向上のための取組】

●受診勧奨

- ・特定健診受診券発送にがん検診のチラシを同封。(保険年金課)
- ・40歳到達者へ健(検)診の案内ハガキを送付する。
- ・広報きりしま・市ホームページへの掲載、協会けんぽへがん検診チラシ配布の依頼、包括連携協定事業所(生命保険関係)との連携、FMきりしま、きり防ナビでの案内(健康増進課)
- ・インスタグラムへの掲載、乳幼児健診受診者へ女性がん検診のチラシを配布(すこやか保健センター)

●セット検診の体制整備

- ・予約制セット検診(40～64歳)の会場を国分地区、隼人地区に加えて牧園地区、溝辺地区にも拡大。



(7) 保健・医療の環境づくり

個別目標 1 健康を支える環境づくりを推進する

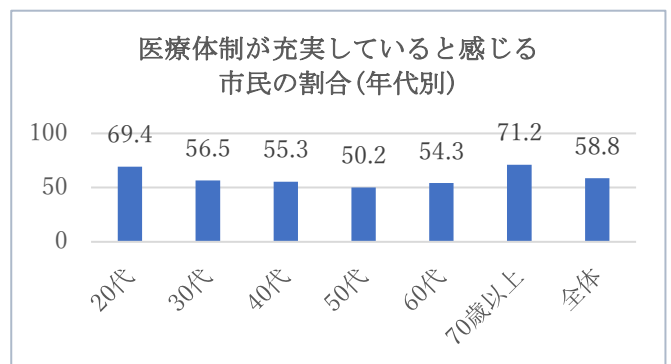
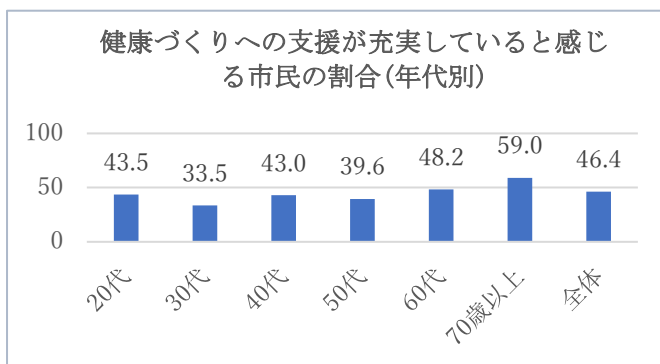
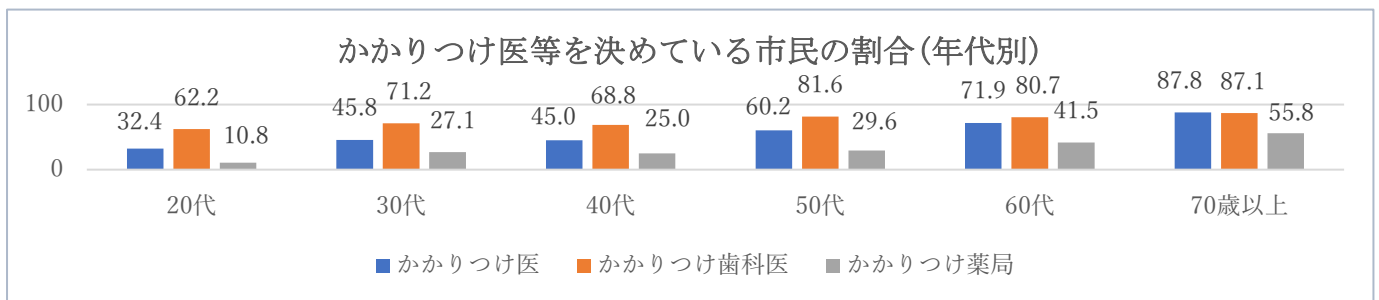
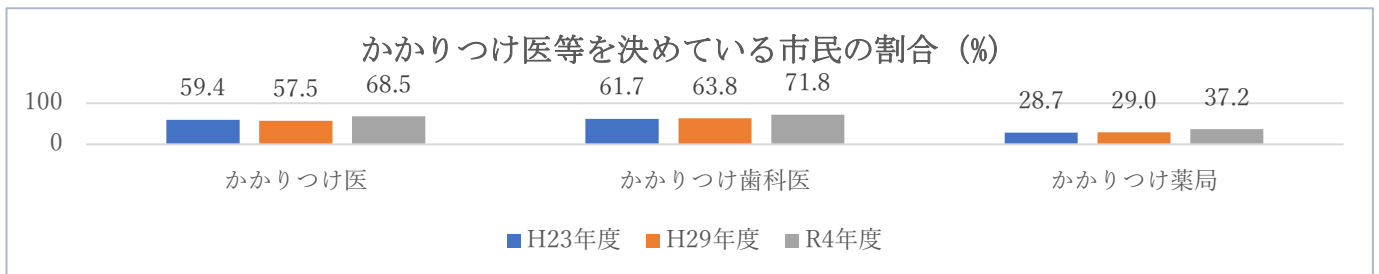
	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	社会福祉や健康づくりに関する活動に参加する市民の割合	心身共に健康であると感じている市民の割合
②	かかりつけ医をもつ市民の割合 (成人)	かかりつけ医をもつ市民の割合 (成人)
③	かかりつけ歯科医をもつ市民の割合 (成人)	かかりつけ歯科医をもつ市民の割合 (成人)
④	かかりつけ薬局をもつ市民の割合 (成人)	かかりつけ薬局をもつ市民の割合 (成人)
【変更理由】 ①霧島市総合計画(後期基本計画)の指標に変更		

個別目標 2 健康づくり拠点や医療体制の整備を図る

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	健康づくりの支援が充実していると感じている市民の割合	健康づくりの支援が充実していると感じている市民の割合
②	医療体制が充実していると感じる市民の割合	医療体制が充実していると感じる市民の割合
変更なし		

【かかりつけ医等の推進や医療の確保】

- ・かかりつけ医等をもつことを広報誌への掲載により周知する。(年1回の掲載を継続中)
- ・医師会・歯科医師会・薬剤師会の協力のもと、休日診療、二次救急、専門的救急医療(循環器・脳外科・整形外科)を受診できる体制を維持する
- ・夜間の内科、小児科の救急診療(霧島市立医師会医療センター)



重点的な取組

(1) 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実（母子保健計画）

個別目標 1 安心して妊娠・出産ができるように支援する

	健康きりしま 21（第3次）計画	健康きりしま 21（第4次）計画
①	妊産婦死亡率（出産 10 万対）	妊産婦死亡率（出産 10 万対）
②	妊娠・出産について満足している市民の割合	妊娠・出産について満足している市民の割合
変更なし		

個別目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

	健康きりしま 21（第3次）計画	健康きりしま 21（第4次）計画
①	乳児死亡率（出生千対）	不慮の事故による死亡数（乳児、1～4歳児）
②	1～4歳児の死亡率（当該年齢人口 10 万対）	
③	子育てに不安感や負担感を感じている保護者の割合	子育てに不安感や負担感を感じている保護者の割合
④	人工死産数に占める 20 歳未満の人工死産数割合	人工死産数に占める 20 歳未満の人工死産数割合
【変更理由】		
①「不慮の事故による死亡」は啓発等の取組により予防できるため、新たな指標として設定した。		

【母子保健分野の主な取組】

- 電子母子手帳アプリの活用

予防接種等の案内、子育て情報などの配信、今後は妊婦相談等の予約にもアプリを活用していく予定

- 産後ケア事業の訪問型（アウトリーチ型）を開始

令和 5 年 4 月から訪問型を新たに開始し、委託事業所に 4 事業所を追加した

- 7～8 か月児教室での事故防止の保健指導

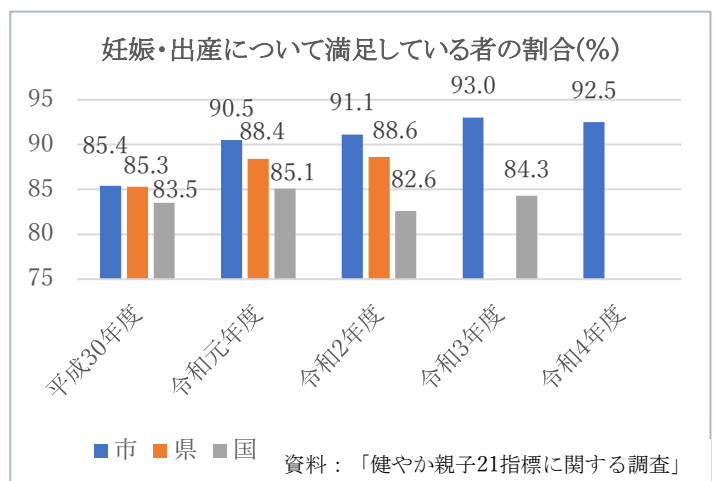
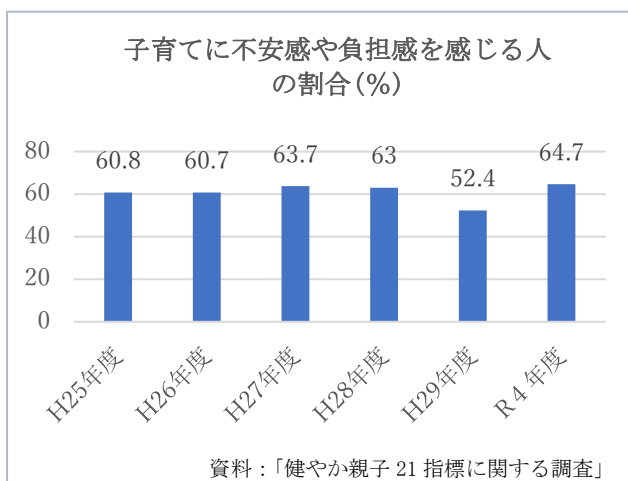
離乳食の進め方や日常生活の中での誤嚥予防、事故予防についてパワーポイントによる保健指導を実施中

- 子どもセンター、地域の子育て支援センターとの連携

連携を図り、課題等を共有しながら、未就園児の親子の相談支援体制を構築する。保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援のネットワークづくりを進める

- 「こども家庭センター」について

改正児童福祉法により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることが示されたため、本市においても設置に向けて協議中。



重点的な取組

(2) 生活習慣病の重症化予防

個別目標 1 高血糖や高血圧等の状態にある市民を重症化しないように支援する

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	糖尿病有病者数	特定健診受診者のうち、HbA1c6.5%以上の割合
②		特定健診受診者のうち、Ⅱ度高血圧(160/100 mm Hg)以上の割合
③	脳血管疾患死亡率 (年齢調整死亡率人口 10 万対)	脳血管疾患死亡率 (年齢調整死亡率人口 10 万対)
④	虚血性心疾患死亡率 (年齢調整死亡率人口 10 万対)	虚血性心疾患死亡率 (年齢調整死亡率人口 10 万対)
【変更理由】		
①②特定健診結果から見える具体的な数値に変更 (「霧島市保健事業計画(データヘルス計画)」の目標値と同じ)		

個別目標 2 CKD (慢性腎臓病) 予防ネットワークの推進を図る

	健康きりしま 21 (第3次) 計画	健康きりしま 21 (第4次) 計画
①	人工透析の新規導入者数 (人口 10 万対)	人工透析の新規導入者数 (人口 10 万対)
変更なし		

【重症化予防の取組】

・減塩対策

共通リーフレットの活用拡大 減塩「きりしま式 減塩するする法則」

スプレー式醤油ボトル等を活用し、広く市民に減塩について周知する (健康福祉まつり)

・糖尿病重症化予防、高血圧重症化予防：治療中断者、治療者を含めた保健指導の継続

・早期介入：血圧値と脳心血管病の危険因子を合わせたリスクの未治療者を対象者に追加

